

## (12) 山幸林業株式会社

### ア. 事業者の概要とラベリング製品の内容

昭和 26 年設立の製材業者で、紀州材を主体にスギ、ヒノキ材を製材し、関東方面及び地元に出荷している。資本金 1,000 万円、従業員 20 名で、年間取扱量は素材で 1 万 2,000 m<sup>3</sup>である。平成 18 年に和歌山県木材協同組合連合会の「合法木材供給事業者」認定を取得し、合法木材の供給を行っている。

合法木材の出荷証明は以前は納入先から要求があった場合のみ付けていたが、3 年ほど前からは出荷伝票にスタンプ印刷することにより、ほぼ全量に合法証明を付して出荷している。ラベルの貼り付けや製品への刷り込みは行っていないが、品質に関して梱包テープによる独自の色分け表示を行っており、業者間ではよく知られている。

今回のラベリング実証事業では、構造用製材約 100 m<sup>3</sup>に指定のラベルを貼って出荷した。



写真2 (12) 1 ラベリング表示の様子



写真2 (12) 2 ラベリング表示の様子



#### エ. ラベリング製品の販売と合法木材表示の意義

ラベリング製品は市にかけて販売されたが、売れ行きは好調で、何も表示してない他の材よりは良いものと受け止められた様である。合法木材についてはこれまで特別な要求がある場合のみ取り扱ってきたが、実際のところはほとんど要求がないので、あまり必要性を感じていないというのが実態である。実績的には年に1～2度である。しかし、官庁への納入材には必要であり、これからは必要になるかもしれない。

市場関係者によると、ラベルを貼ることは良いことだと思うが、ユーザーは特に合法性を求めているわけでない。今回合法木材のシールを貼ったものが好意的に受け止められたのは、おそらく品質にも良いものであろうと受け止められた節があるとの意見が聞かれた。合法性を証明することの中には、品質も保証しているという響きがあり、そのような誤解を与える恐れがある。また、今回ラベルを貼って出荷したが、次に出荷する際にラベルが貼っていないと、これは合法木材ではないのかといわれなにか心配だ。引き続きやってほしいとの意見があった。

合法木材証明の必要性については、補助金との関係で静岡県産材については求められた例があり、千葉県においても公共工事の関係で必要となったケースがあったとのことである。また、最近では和歌山県でも補助事業が始まり、紀州材の利用が条件となっている。このように多くの場合は、県産材という原産地表示が必要であって、県産材が合法木材でないケースは想定されていないようである。

#### オ. 合法木材表示の問題点と課題

合法木材に限らず、従来市場で販売されている木材の多くは何も表示がされていないことが多い。もちろん、生産者や品質等級、原産地については何らかの表示がされており、購入者はそれらの情報と現物閲覧を基に競りで価格を決めている。このため、そのような現場で合法木材のラベルが表示されていることは、特別な印象を与え販売上のメリットがある様である。当然、出品する業者にもそうした期待感があり、その場合はラベルを貼ることにそれほど違和感はなく、むしろ好意的に受け止められている。しかし、ここで問題となるのはラベルが貼られるのは、無等級材や丸み付き、あかね材などであり、品質の高い材には貼られないことである。その理由は良い材は何もしなくても売れるし、役物などで良い面にラベルが貼られると困るためとのことである。つまり、ここでの販売上のメリットとは、並材が品質の良いものとして取り扱われる可能性に対する期待感であり、合法性木材であることは必ずしも求められてはいないのではないかとと思われる節がある。合法性証明そのものは良いことではあるが、品質保証も同時に行わないと、問題が発生する恐れがあり、今後本格的に合法証明を進める際には考えておくべき課題であろう。

#### カ. その他留意事項

納品書等により合法木材の証明が付けられて出荷された場合でも、流通過程で必要がないと判断される場合は、そこから先には何も表示されなくて出荷されることになり、せっかく作られたシステムも有効に機能しないことになる。その意味では、合法木材の必要性が広く最終ユーザーまで浸透する必要がある。生産者というよりは、むしろユーザーに対するPRがきわめて重要ではないかと思われる。